

議案第108号

幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例

幕別町アルコ236条例（平成17年条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「午後9時」を「午後10時」に改める。

第7条第1項中「別表」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

別表を次のように改め、同表を別表第1とする。

別表第1（第7条関係）

宿泊料（1人1泊につき）

区分		使用料
洋室	大人	8,500円
	小学生	6,500円
和室	大人	8,500円
	小学生	6,500円
和洋室	大人	10,000円
	小学生	7,500円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小学校就学前の者の宿泊料は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合にあっては、1夜につき寝具代2,000円を徴する。
- 3 宿泊料には、食事料を含まないものとする。
- 4 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料に加算する。
- 5 時間を超えて客室を使用する場合は、宿泊超過料を別表第2の貸室料に準じて当該宿泊料に加算する。
- 6 宿泊料、寝具代及び暖房料には、別途、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方消費税を加算する。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第7条関係）

貸室料（1時間につき）

区分	料金	
	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
第1研修室	1,000円	1,500円
第2研修室	1,000円	1,500円
客室	500円	700円
カラオケ ルーム	ドリーム 1,500円	2,000円
	メロディー 1,000円	1,500円

備考

- 1 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として一室につき300円を当該貸室料に加算する。
- 2 宿泊者が、会議及び研修等で研修室を使用する場合は、無料とする。
- 3 入場料若しくは会費等を徴する営利的又は営利を目的として利用する場合は、当該貸室料に15割を加算した額とする。
- 4 貸室料及び暖房料には、別途、消費税法に規定する消費税及び地方消費税を加算する。

別表第3（第7条関係）

入浴料

区分	料金	摘要
大人	500円	宿泊を伴わない場合
小学生	250円	

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小学校就学前の者の入浴料は、無料とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。